|  |
| --- |
| **Ⅲ　学校運営に係る事項の作成** |

**Ａ　市 町 村 教 育 施 策**

**(1)　作成の手順と留意事項**

① 学校管理規則等、学校教育に関する内容を複写して添付すること。

**Ｂ　職 員 の 服 務 等**

**(1)　作成の手順と留意事項**

① 地方公務員法第３０条から３８条より最低限共通理解すべき内容を整理すること。

② 具備すべき内容

○ 勤務時間・休憩時間について

○ 勤務時間の割振り変更・週休日の振替等について

○ 休暇について

法規は、改正されている場合があるので、確認しておくこと。

○ 職務専念義務の免除について

○ 休暇等の請求手続きについて

○ 出張について

○ 出勤簿の押印について

○ 研修、校外での勤務について

○ 公簿、文書等の取扱いについて

○ その他、各学校で必要な確認事項について

・ 転入、転出事務の手順について

・ 会計事務について

・ 校舎・校地の管理及び施設等の貸与について

・ 連絡網

**Ａ　市 町 村 教 育 施 策**

市　町　村　教　育　施　策

|  |
| --- |
| ※　学校管理規則、学校教育に関する内容を複写して添付すること。 |

**Ｂ　職 員 の 服 務 等**

　職　員　の　服　務 等

|  |
| --- |
| １　服 務 の 根 本 |
| ※ 地方公務員法第３０条～３８条より、最低限共通理解すべき内容を整理すること。 |
| ２　勤務時間・休暇等 |
| ※　具備すべき内容  ・勤務時間・休憩時間について  ・勤務時間の割振り変更・週休日の振替等について  ・休暇について  ・職務専念義務の免除について  ・休暇等の請求手続きについて  ・出張について  ・出勤簿の押印について |
| ３　そ の 他 |
| ※　具備すべき内容  　　・研修、校外での勤務等について  　　・公簿、文書等の取扱いについて  　　・その他、各学校で必要な確認事項について |